

相当各方面から要望がありますので、この途を開いておくことが適当であるとうとうふうに認められたわけあります。で、保証保険の保険料率であります、それも計算の基礎が普通の保険に比して余り明瞭でないわけありますが、本法は、諸外国における料率資料を参考にして、できるだけ適正なものを作つて、漸次是正して行くといふような方向になるらかと思いま

す。
以上が保証保険事業の説明でござりますが、改正の第二点は、商法改正に伴うものでありまして、保険業法は、保険相互会社について商法の株式会社に関する規定を全面的に準用しておりますので、これを改める必要があることは申すまでもないところであります。が、この施行期日につきましては、これは商法施行の日から、この改正法は施行するということに附則で定めております。で、相互会社が商法で株式会社に関する規定を準用しておるわけであります。が、相互会社は御承知の通り、社員が丁度株式会社の株主に当ると共に、この株式会社の場合の保険契約者にもなる。つまり保険に加入することと、社員になるということとは表裏一体をなしておるといふような組織であるわけであります。が、これに株式会社のいろいろな規定が当てはめられる場合、いろいろな点でその相違、特殊性を考えなければならぬわけであつて、例えば株式会社ですと、一番大きな株式会社でも株主の数といふものは十万ぐらい、併し相互会社の場合は、社員の数といふものは大きい会社の場合だと三百万を超えるといふ点で違うわけです。それから又株

式会社の株主の議決権といふようなものは、これは株式数によつてあるわけではありませんが、相互会社の場合は、一社員に一票ということになつておりますので、いろいろ違つた点があります。

第三点は従来の罰則が実情に即さない点があつたので、これを改めている点でございます。

○木内四郎君 外国保険事業者に関する法律、船主相互保険組合法の改正も、大体この商法の改正に伴うのであります。

○佐多忠隆君 理由説明にあるとおりで、省略させて頂きます。

○木内四郎君 商法の一部改正が施行されなかつた場合はどういふことになりますか。改正法が施行されなかつた場合……。

○説明員(長崎正造君) 施行されなかつた場合は、これを又改めて行くといふことになるかと思いますが、一応このままでは改正商法施行の日から施行されると、社員になるということは表裏一体をなしておるといふような組織であるわけであります。が、これに株式会社のいろいろな規定が当てはめられる場合、いろいろな点でその相違、特殊性を考えなければならぬわけである

ります。が、この施行期日につきましては、これは商法施行の日から、この改正法は施行するということに附則で定めております。で、相互会社が商法で株式会社に関する規定を準用しておるわけであります。が、相互会社は御承知の通り、社員が丁度株式会社の株主に当ると共に、この株式会社の場合の保険契約者にもなる。つまり保険に加入することと、社員になるということとは表裏一体をなしておるといふような組織であるわけであります。が、これに株式会社のいろいろな規定が当てはめられる場合、いろいろな点でその相違、特殊性を考えなければならぬわけである

ります。が、この施行期日につきましては、これは商法施行の日から、この改正法は施行されなかつた場合はどういふことになりますか。改正法が施行されなかつた場合……。

○説明員(長崎正造君) 例えは請負保証保険の場合ですと、注文者と請負人との間に、工事は、これ／＼の期日まで、こゝいう程度のものを完成するという契約があるわけであります。その場合に、契約で定められた期日まで

にその債務が履行されなかつた。そういう場合に、注文者は契約を解除してほかの請負人に依頼して、その後の工事を続けて行かなければならぬといふ

うよな場合に、そのときに生ずる損害を保険会社のほうで担保するということがあります。それから

○佐多忠隆君 今、御説明だと、概念的にちよつと本来の保険事業とは違うんで、これまで保険の中に入つてなかつたのだが、よく考察して見ると、類似的なものだからといふ話なんですが、概念上の相違はわかるのです。が、そういう概念上の相違があるにかかわらず、特にこれを類似的な行為だからといふので、特にこゝいうものを取上げなければならないように、例えば最近こういう契約の履行に関してこ

うむる損害が非常に殖えて来たとか、等々の実際上のいろんな特別な理由なり、何なりはあるのでしょうか。

○説明員(長崎正造君) これは一つの

保といふ場合にはこれは適用されますか。例えば酒の税金を納めるときの担保といふものは、保証でもいいといふことがあります。が、いろいろなことになつてゐるところがありますので、いろいろ違つた点があります。

○説明員(長崎正造君) 従来保険業法

雇傭、請負その他の契約といふこと

で、大体民法上、民事上の契約を考

えますので、お話しのような場合は

この中に含まれておらないと考えま

す。

○説明員(長崎正造君) これは売買、

しておられるかどうか。

○説明員(長崎正造君) これは特に建設省、或いは国有鉄道のほうにおいでありますので、大蔵省のほうにおいてその要望に副うように考へておるわけであります。主計局のほうにおいて今検討いたしております。

○佐多忠隆君 主計局のほうではどの程度それを御検討になつておるのか、どの程度その準備はできておるのでしょうか。

○説明員(長崎正造君) これは政令關係でありますので、大体その方向でやることに、この法律が通りました場合に進んで行くものと了承いたしております。

○佐多忠隆君 同時に政令をお改めになりますか。

○説明員(長崎正造君) 同時にといふことも行かないと思います。まだいろいろどういうふうに保険会社が具体的にこの事業を運ぶか、保険料率はどう程度になるかということを考え併せて改正されるわけでございます。

○佐多忠隆君 そうすると、これが実施の運びになりさえすれば、それに並行して、政府のほうでもそういう政令の改変を承知しておいていいのですか。

○説明員(長崎正造君) さようじでござります。

○理事(大矢半次郎君) この三案についてもう御質疑ありませんか。

○木内四郎君 納税の担保なんかをこの中に入れるわけに行かないのですか。何かそれに非常に似通つているところがあるのでけれども……。

○説明員(長崎正造君) そちらのほうに似通つておるわけありますが、実

は初めこれは公法上の契約も含むといふことで入れたわけであります。実際問題として余りそういうものを引受けであります。主計局のほうにおいて今検討いたしております。

○佐多忠隆君 主計局のほうではどの程度それを御検討になつておるのか、どの程度その準備はできておるのでしょうか。どううか。

○説明員(長崎正造君) これは政令關係でありますので、大体その方向でやることに、この法律が通りました場合に進んで行くものと了承いたしてあります。

○佐多忠隆君 同時に政令をお改めになりますか。

○説明員(長崎正造君) 同時にといふことも行かないと思います。まだいろいろどういうふうに保険会社が具体的にこの事業を運ぶか、保険料率はどう程度になるかということを考え併せて改正されるわけでございます。

○佐多忠隆君 そうすると、これが実施の運びになりさえすれば、それに並行して、政府のほうでもそういう政令の改変を承知しておいていいのですか。

○説明員(長崎正造君) さようじでござります。

○理事(大矢半次郎君) この三案についてもう御質疑ありませんか。

○木内四郎君 紳士の担保なんかをこの中に入れるわけに行かないのですか。何かそれに非常に似通つているとところがあるのでけれども……。

○説明員(長崎正造君) そちらのほうに似通つておるわけありますが、実

めます。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○理事(大矢半次郎君) 次に外国保険事業者に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたします。本案を原案通り可決することに賛成のかたの御

拳手を願います。

〔総員挙手〕

○理事(大矢半次郎君) 全会一致と認めます。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○理事(大矢半次郎君) 次に保険業法の一部を改正する法律案について採決をいたします。本案に賛成のかたの御拳手を願います。

〔総員挙手〕

○理事(大矢半次郎君) 全会一致と認めます。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○理事(大矢半次郎君) 次に本院規則第百四条による御異議の申立てを許す旨の規定を改正する法律案について採決をいたします。

〔総員挙手〕

○理事(大矢半次郎君) 全会一致と認めます。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○理事(大矢半次郎君) 本会議における委員長の口頭報告の内容については、本院規則第百四条によりあらかじめ御承認願うことに御異議ございませんか。

〔総員挙手〕

○理事(大矢半次郎君) 全会一致と認めます。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○理事(大矢半次郎君) 本会議における委員長の口頭報告の内容については、本院規則第百四条によりあらかじめ御承認願うことに御異議ございませんか。

〔総員挙手〕

○理事(大矢半次郎君) 全会一致と認めます。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○理事(大矢半次郎君) 御異議ないも

のと認めます。

〔総員挙手〕

○理事(大矢半次郎君) 全会一致と認めます。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

信託法案を議題に供します。本案は議員提出であります。

先ず提案の理由の説明を願います。

○理事(大矢半次郎君) 次に外國保険事業者に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたします。本案を原案通り可決することに賛成のかたの御

拳手を願います。

〔総員挙手〕

○理事(大矢半次郎君) 全会一致と認めます。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○理事(大矢半次郎君) 次に保険業法の一部を改正する法律案について採決をいたします。本案に賛成のかたの御拳手を願います。

〔総員挙手〕

○理事(大矢半次郎君) 全会一致と認めます。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○理事(大矢半次郎君) 本院規則第百四条による御異議の申立てを許す旨の規定を改正する法律案について採決をいたします。

〔総員挙手〕

○理事(大矢半次郎君) 全会一致と認めます。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

表示しなければならないこととし、且つ、受益証券は原則として無記名式と表示しております。

第四に、証券投資信託の委託会社が信託契約を締結するには、あらかじめ委員外議員(山本米治君) 只今上程されました証券投資信託法案の提案理由を御説明申上げます。

今日の我が国経済において資本蓄積の促進が必要であることは申すまでもあります。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○委員外議員(山本米治君) 只今上程されました証券投資信託法案の提案理由を御説明申上げます。

今日の我が国経済において資本蓄積の促進が必要であることは申すまでもあります。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○理事(大矢半次郎君) 次に外國保険事業者に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたします。本案を原案通り可決することに賛成のかたの御

拳手を願います。

〔総員挙手〕

○理事(大矢半次郎君) 全会一致と認めます。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○理事(大矢半次郎君) 次に保険業法の一部を改正する法律案について採決をいたします。本案に賛成のかたの御拳手を願います。

〔総員挙手〕

○理事(大矢半次郎君) 全会一致と認めます。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○理事(大矢半次郎君) 本院規則第百四条による御異議の申立てを許す旨の規定を改正する法律案について採決をいたします。

〔総員挙手〕

○理事(大矢半次郎君) 全会一致と認めます。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上がこの法案の要点であります

と仮定いたしまして、その際に救済措置をどう考えるかということになりますが、私はまだ詳しくは研究いたしておりませんが、第一点におきまして、同じ共同組織を中心とした金融機関として、信用協同組合と信用金庫の二つができるわけであります。即ち信用金庫たり得ない信用協同組合の存在を考えなければならんのであります。が、この信用協同組合の行為能力と、ものに対して、どうして行くかという問題が一つあると思うのであります。特に片一方のものが非常に優秀なので、片一方は余り優秀じやないのだというふうな感じを与えないと、方向で指導する必要がありはせんか、すれば本法案の施行に伴いましても、それ／＼の具体的な状況に応じてその長所を生かし得るのだといふに思うのであります。それから第二点といたしましては、事業協同組合等におきまする特に余り大きくない中小企業者で組織いたしております事業協同組合におきまして、いわゆる預金業務を認めて行く。それによりまして、一方現行法におきましては貸付・転貸と申しますが、それを認めておるのであります。が、預金の受け入れを禁止いたしておるのであります。従いまして貸付の安全性と、いうふうな点から見て、も不十分であります。又別に大きな組合等につきましては、信用協同組合を作らなければならんという不便があるのであります。そこに信用事業のうち、預金の受入れ事業というものを認めるに、して、その面におきまして地方の極く小さなメーカー等によつて組織され、おる組合の金融を円滑にして行くといふことが一つの方法ではないかとい

○理事(大矢半次郎君) うふうに考えております。この際ちよつと申上げておきますが、発議者宣腰議員が見えておりますけれども、審議院の大蔵委員会のほうに御用がありまして長くこゝにおられませんので、発議者のほうに御質問のあるかたはこの際お願いいたしたいと思います。

○木村禪八郎君 発議者に御質問してもらろしいのですが、発議者が変りますと、又御答弁も變つたりしますので、同じ発議者に質問したいのです。この前お見えになりました水田さんですか、水田さんの我々に対する御答弁の中にも、あとで調べてみると何ですか、正確を欠いたもの、不正確なものがありますので、水田さんにもお伺いしてみたいと思つたのであります。その点又水田さんにもお伺いしたいと思ひますが……。

○理事(大矢半次郎君) 水田議員にも交渉しましたが、ちょっと差支えがあつて今日は出られないということです。

○木村禪八郎君 只今委員長からもお話をありましたが、お急ぎのようですからちよつと御質問申上げたいのですが、それは森委員もこの間一番重要な点について質問されたのですが、それはこのまま法律が通つた場合、信用協同組合が信用金庫になるかどうか、その問題なんです。信用金庫になると非常に制限が出て来て、これは免許といふことになりまして、前の認可よりはもつと許可の場合にきついことになると思うのですが、だんづ聞いてみますと、事業内容においては殆んど変らない。ただ為替業務がこれに加わるといふだけとして、実質的に何ら変らない

い。而も制限は強くなる。それで一体このまま法律が通つた場合に、金融信用金庫に信用協同組合がなるかならないか、非常に疑問ではないかといふ、これは一番私はこの法案のポイントを衝かれた質問だと思うのですが、それについて提案者のほうはどういうふうにお考えになつておるかお伺いしたいのです。

○衆議院議員(宮脇嘉助君) 簡単に申上げますが、当初は大分違つた様式でありますし、信用金庫と信用協同組合との間が非常な差異があつたのであります。というのは、その当時信用組合の内容については員外貯金は認めない、又第二次の修正の場合には、員外貯金の二割くらい認めよう、監督の問題は大蔵省で一本で行こう。こういうのであつたのですが、途中で監督問題も地方行政厅に變つて参りまして、現在に至つても内容は地方行政厅の監督である。當時小さな業者のかたぐの意見によると、今まで大蔵省の監督であつたものが、地方行政厅の監督になると、業務の関係から言つても監督が大蔵省であり、地方厅であるというのに差異が設けられるといふこと、非常に仕事がやりにくいから、成るべくなら大蔵省の監督でやつて欲しいといふことを言つて来られておりました。ところが極く最近の意向を聞きましたと、監督だけは地方行政厅にして頂きたいといふ、元の状態を繰返しました。ところが極く最近の意見も大分あります。当初はそういう組合で信用金庫と、それから信用協同組合とは相当開きがあつたのですが、小さな業者の団体が東京に会合しまして、是非信用組合も現状のまま員外貯金を許されまし

て、そして業務を継続したい。若しも貞外貯金を制限するようであれば、二百万だとか、或いは百五十万程度の信用組合は貞外貯金がなければ到底潰れてしまう。こういうような工合で、非常に反対意見があつたのであります。又決議が出まして衆議院のほうに持つて参りました。事情を聞いてみると非常に氣の毒に思つたので、我々もいろいろ各派、殊に社会党、自由党ともいろいろ御意見を徵しまして、漸く信用協同組合のほうは貞外貯金を認めようというところまで参りました。この最後の衆議院の段階のときは貞外貯金を制限して欲しい、その修正案の内容には組合員の配偶者、これは入籍した者も、しない者も一緒に入れまして、配偶者、それからその親族の預金、定期預金の範囲内に限定しようという意見もあつたのです。そこまで来ないと、信用金庫と信用協同組合を両建てにして御意見もありまして、大分問題になつたのであります。社会党とも、自由党とも相談したのですが、これで行くといふと、到底衆議院は通過しません。相当問題になるから、これは貞外貯金を自由に認めるところまで出そうということになつたのであります。で、私のほうは監督権の問題も十分論議したのであります。監督権の問題については、大蔵省のほうへ移管しないといふと、信用組合の、弱体化を経営を持つてゐるような信用組合は、却つて地方行政の監督を喜ぶといふやうな工合で、信用金庫に切替えを貢献する人も出て来るんじやないか。大蔵省の監督は厳重だし、それから地方政府だつたら帳簿の内容を見ること

を知らないいよな人、がたの多い関係上、却つて監督は不十分である。そうすれば信用金庫と信用協同組合とを両建てにしても却つて資産の大きいものも、内容の貧弱なものも信用協同組合にとどまるというような結果にもなるので、監督という問題も相当議論をやつたのであります。どうもそこまで行かないで、監督権を地方行政庁に置く、といふ恰好のまま、まあ信用協同組合は通過させたのであります。従つて私ども何らか両方に相違があることを考へても見たのであります。十分審議の余裕があつたようですが、又いろいろの司令部との折衝を繰返しておるような関係上、そこまで至らずに、衆議院は通過してしまつたわけなんであります。そこで現状の段階としても、私は成るべくであつたらこの信用金庫と信用組合を両建てとするなら、監督権の範囲だけでも大蔵省へ移管していくのじやないか、という私らの、又社会党のかたづけの意見もありました。結果としては両法案がそんなに相違がないということだけは事実であります。

対いたして、いたと思ひますと申しまし
たら、いや、それは賛成に變つて來た
と、こういふお話を聞きましたが、又
重ねて聞きますと、そうでもないよう
であります。いろいろ各方面のこれに
対する意見がはつきりしておりません
ので、甚だ恐縮ですが、衆議院の大蔵
委員会においては、どういう方面的御
意見をどの程度にお聞きになつて、ど
の程度参考にされたか、参考のために
お伺いしておきたいのです。

と考へになつてゐるが。これまで我々政府の中小企業金融のやり方を見ますと、いろいろな機関がたくさんでできましたが、実際には本当に金融を求める零細企業者に対する金融措置といふのは、これは非常に困難ではありますけれども、これは徹底していないと思ふのです。それはもうよく事情を御承知と存ります。そこで我々非常に憂えるのは、信用協同組合の場合には、先ほど中小企業庁長官も言わされました、零細企業のほうの金融にはこういうものが経済的に適する、やはり人との繋がりがあります、担保力が少いから、そういうのがあって、担保力が少いから、そういう形の金融が重要である。そういう場合にこの金融金庫ができると、そういう金融のほうがどうしてもおろそかになつて来て、やはり零細企業金融のは、だん／＼いわゆる中的な金融のほうに移行してしまつて、零細企業のほうは取り残されてしまう、こういう御懸念は抱かなかつたのかどうか。

到底この金融の途は開けないのじやないか。こういう意味で、その当時から委員会でも何らかそういう金融方針を立てなければいけない。殊に北海道で言えは北海道拓殖銀行の例を見てみると、在来北海道の發展のために農業や漁業に対する資金も十分認めておつたのですが、北海道で公聴会を開いて見ると、こういうような資金は農林中央金庫で認めるのだから、我々は一般的商業銀行に変つたのだから、そういう資金だけ見る。それ以外のものは農業協同組合なり、信用組合なり、無尽会社で借りて欲しいのだ。従つて今後は商業関係の短期資金専門で行くからと、こういうことを伺つたので、若し事実とすれば北海道には新らしい銀行の設置、中小企業を見る新らしい機関を作らなければならぬ。又農業協同組合、漁業協同組合については、資金も貸さなければ到底北海道の将来のことを考える場合に、非常に暗くなる。こういうので、公聴会の結論としてもどうしても中小企業家を見るところの専門機関を作らなければいかんという意見も出て参りました。又全国の調査したもののが九月に集りまして、調べて見ますと、大体そういう空氣であったので、衆議院の大蔵委員会では約百頁に近いところの報告書をシャウプ博士並びにジールさん、関係方面のかたに陳情書を出したのであります。が、そういう考へもあつたので、まあ衆議院の大蔵委員会ではこの相互銀行法と信用金庫法は是非必要だ。こういう意味合

いで内容を調べて見ても、内容もそう悪い点もないし、又健全金融を図る意味においても当然信用金庫法は通すべきであると、こう考えたのであります。従つて競争相手になるところの取残されるような小さな信用組合は、成るべく現状維持ができるようになければ、地方の信用組合は潰れてしまふ。こういう意味合いで中小企業者の要請もありまして、信用協同組合の内容につきましては、員外貯金を成るべく侵害しないということで、衆議院を通過して参つた次第であります。

○油井賢太郎君 宮腰さんに一点お尋ねしておきたいのですが、衆議院においては三派共同で以てこの原案をお作りになつて、こちらに回付されたのですが、その後承わるところによると、何かその間に又多少意見の食違いが出てやしないかとも思われるのですが、例えば水田委員が来ますと、これは不完全な法案であるから、参議院で適当に修正され得然るべきであるというような立場に聞かれますし、又あなたがおいでになると、これはこのままのほうが却つていいんじゃないかといふうな意見のようにも聞かれる点があるのですが、その間の事情はどうなのでですか。

○衆議院議員(宮腰喜助君) この両法案を通過させるということの上において、これは不完全だから参議院で修正をして貰うのだということをきめてやつたわけではないので、最初からこの信用金庫法はいい法律だし、金融の健全化を図る上において到底今までの信用組合だけでは心もとないという考え方があつたのでありますから、私は信用金庫法それ自体は賛成である。又三党

のかたぐの間にも意見の食違いといふことは殆んどなかつたわけです。従つて信用協同組合の員外貯金を認めてもらうなら、これは小さな業者も救われるという意味で、両法案を賛成して通過させたわけで、前提条件として、これはどうしてもいいから、参議院で正してもらうという考えは全然なかつたのであります。

○油井賢太郎君 その点は了承しまして、もう一点、何か信用金庫になると、協同組合式の性質といふものが非常に薄れるといふうに、ときどき委員会でも意見が出るのですけれども、この条文の十一条を見て行くと、会員は常に一口以上さへ出資すれば幾らでも殖やすことができるときどきは解釈しているのですが、その点から言って今までの性格と大して變りはないようと思われるのですが、これは衆議院のほうでは問題になつたのですか。

○衆議院議員(宮澤嘉助君) その点についてはいろいろ問題になりますして、この立法に御協力を願つた飯田課長さんのおられます、私は両法案については当初は非常に差別がありまして、信用協同組合の員外貯金だと、監督権の問題だとか、或いは手形の割引制限の問題だとか、その点に相当差異があつたのです。ところが小さな業者が大分議会なんかに押しかけて參りましたして、我々業者も何とか現状のままで經營できるようにして欲しい、といふ認めようしやないか、監督権をそれだけ、地方行政厅に置こうということで通過して参りました、現状の段階になつて、員外貯金をそれじやう、こういうふうな希望の申入れをやつたのです。その点にいろいろまあ話合ひをつけまして、員外貯金をそれじやう認めようしやないか、監督権をそれだけ、

党のかたぐれが強くその点を強調され
て、我々参議院のほうに廻ったわけで
すが、で、社会党のかたぐれもあんまり
自由に勝手に設立したり、監督を緩
かにすると、いうことは芳ばしくないと
いうふうにお考えになられたかどうか

用金庫の制度を設けて」云々、こういうふうに説明してある。終りに参りなすと、この信用協同組合を、或る間に基金を定めて、信用組合のうち格なものについては信用金庫に転換せしめる、こう言うておる。そらしこそ

行的な性格に発展して行つて、その信用組合自身が銀行の性質に變つて、銀行という機能を發揮して、結局零細商業のような者は、組合員であつてもなかなかやはり金を借りるのに困難を生じて来て、そろそろ大きな組合員の中

と、金融の健全性ということとはつきりまあ兩方に現われておつたのであります。その中に小さな業者のほうからも、員外預金を制限すればつぶれるべると、府県でいえば、秋田県の場合でいえば治してしまつてしまつた。こう

先般水田議員が来られて、今の御質問は少し違うような御発言があつたのでござりますが、その点は差支えありますせんですか。

のことをいふのです。これにちがひありません。
かたぐりですよ。衆議院のほうでなく
おその点の意見を一致して頂いたはう
が今後の審議会にも都合がいいと思わ
れるのです。その点よろしく一つ宮腰
先生からお願ひしたい。

れに満ちてゐるものに本當の修正を加へ
ることが必要になつた。こういふこと
うに、殆んど信用協同組合といふもの
を全部信用金庫に換えようとする意図
が終いに行つて、一番末端に来るところ
ういうことがはつきり出ておつて、前項
の書き出しは、信用協同組合のほかに

ても信用程度の強い者が絶手の書引とか何とかいろいろな面で主として金を使つてゐるのじやないか。こういう疑いを何かしらん持たしておる。こういうことになりますが、こういう点ではどういうお考えを持つていて、か、こういうお考えを何でもお寺ちこな

う心配もあつたので、各府県の代表者が上京されまして、是非とも信用組合を残存させる意味で在来の、今まで通りにやらせて欲しいのだという希望も申込されました。それがために内容がいろいろ修正されまして、信用金庫とそな組合はいよいよ設立告成まで入ります。

○理事(大矢半次郎君) 員外預金を将来信用協同組合にも認めて行くのがよろしいのだというのだが、今日においても衆議院の大蔵委員会の公式の意見である。こういうふうに承知していくよろしいのですか。

井さんの御意見をお聞かしますと、当時衆議院の大蔵委員会のほうから申入

と、こういうふうな書き出しになつておる。こういうところがどうも割切れな

○衆議院議員(宮腰喜助君) 衆議院の
らんかどらが一つ。

て参りました。併し両方の根本方針は、金融の健全性という意味から相当

(衆議院議員(宮原喜助君)　衆議院の大蔵委員会又本会議を通過した内容は、衆議院の意見でありますからそれ

れがあつたということを聞いたのは今が初めてでござりますが、この前に飯田課長にも伺つたときは、その許可内容についていろいろくわづかしい面倒なことがあるということについてガリ版刷で、こういうふうな条件を充たせば信用協同組合を許可するのだということの内容のガリ版刷を伺つたのであります。が、委員会でもそれを取上げまして、是非こういふうな明瞭なものとして欲しいのだ、人によつては許可をしない、人によつては許可をするということでは非常に困るからということです、一応許可の内容のガリ版刷は委員会でももらいまして、是非今後ともそういうような形にして欲しいということだけはお願いしておいた次第です。

○清澤俊英君 大体においてどこが本当なのかというの私は一番疑問なんですね。この提案理由の説明によりました、「この際信用協同組合のほかに」と、こう信用協同組合を存立しておいて、そのほかに「出資組織による信

いものがあつてかなわないのですね。これが結局銀行になるのか、人的信用を中心としたものに行こうというのか、というようなことの疑問にまでづつ延びて行き、そうしていろいろのところでこう言うておることに始終ちぐはぐがたくさんある。油井さんの指摘された問題もありますし、それが始終重り合つていてるのに僕ら悩んでいるのですが、この点の大体肚がまえはあるのか、今の信用協同組合と、いうものが金融上殊に面白くないから信用金庫にして、いわれるごとくもつと資金でもうんど入れる、入れてもつと手に貸出して行くような方法を講ずるといふような線をはつきりできないで、ただ中小企業に対しその信用を確立すると同時に貯金の増強をする、などこれくらいのことと、そこに更に融資というものが認められないで変つて来る。こういう形になるのですね。結局論として僕ら考えられることは、こういうやり方をやつて行きますれば、同じ信用協同組合がだん／＼と銀

大蔵委員会のほうでは、先ほど報告したように、全国の金融の現状を調査した場合に、どうしても中小金融機関としては健全性を持たなければいけないという意味の調査もあつた最中にこういう問題が、銀行法なり相互銀行法が出て参りまして、内容を調べて見ると、我々も信用金庫のような健全金融にしなければ、到底日本の中小金融を充たすことはできない。こういう意味合いで、信用金庫法というものが信用協同組合と違つところは金融の健全性、こういうような考え方を持つて参りました。先ほど言つたように、当初信用金庫とそれから信用協同組合といふものは相当隔りがありまして、その内容については皆さんのお手許でいろいろとの書類が参つておるだろと思ひますが、当初は信用組合が員外預金を制限して、まあ監督権も地方行政庁に任してしまつ。従つて五百方と一千万ですが、地方は五百万ですが、そのくらいになつたものは信用金庫に切換えられる。それから参ります

○吉田法晴君 私遅れて参りましたので、或いはほかの委員のかたからお尋ねになつて御答弁されておるかも知れませんが、今まで伺いましたお話によりますと、員外預金を信用協同組合に認めないことは、信用協同組合をつぶしてしまうことになるのだから、員外預金を認めることにしたのだ。こういう点は、これは先般おいでになりました水田さんの御意見と違うところですが、衆議院の大蔵委員会の全体の意見としては、信用協同組合存続のために員外預金を認めなければならんといふ御意見であると、こういうようによつて解してかまいませんか。

が原案であります。又これらの意見は、變つております。但し内容については參議院側のほうに何か修正をしたい、すべての信用組合を成るべくは信用金庫に切換えるとすれば、如何なる条項を修正したらいいか、こういうような御意見も伺つておつたのであります。が、衆議院の大蔵委員会は、御承知のようにああいうふうに出したのがまあ正當と認めて通過さしたわけですから、その点御了承願いたいと思います。

○理事(大矢半次郎君) 信用機関として健全性を保持するには、大蔵省の監督下に置くべきだという御意見のよう伺つておりますが、併し殆んど内容の同じものは、この衆議院を通過しました案によりますと、将来信用協同組合としてやはりつて行ける。そうすると信用機関として健全なものも認めて行くのがよいのだ、こういうふうに響くよう聞えますが、そういう点は如何ですか。

○清澤謙英君 大体においてどこが本當なのかといううのが私は一番疑問なんですね。この提案理由の説明によりましても、「この際信用協同組合のほかに」と、こう信用協同組合を存立しておいて、そのほかに「出資組織による信

だこれくらいのことで、そこに更に醜い結論として僕ら考えられることは、こういうやり方をやつて行きますすれば、同じ信用協同組合がだんーーと銀

思いますが、当初は信用組合が員外預金を制限して、まあ監督権も地方行政に任せてしまう。従つて五百方と一千万ですが、地方は五百万ですが、そのくらいまでになつたものは信用金庫に切換えられる。それから参ります

の御意見であると、こういうように了解してかまいませんか。

○業議院議員(宮澤喜助君) 先ほどどうか合としてやはりやつて行ける。そうすると信用機関として健全なもの認めて行くのがよいのだ、こういうふうに響くようになりますが、そういう点は如何ですか。

と、こう信用協同組合を存立しておいて、そのほかに「出資組織による信

こういうやり方をやつて行きますれば、同じ信用協同組合がだん／＼と銀

のくらいまでになつたものは信用金庫に切換えられる。それから参ります

○理事(大矢半次郎君) 私からちよつと今に関連して伺つておきますが、

は如何ですか。

らお話ししたように私の現在の考え方で、いろいろな業者の意見を徴しますと、監督権だけは大蔵省にやらしたほうがいいのじやないかという意見が大部分あるようです。これだけ申上げておきます。

○吉田法晴君 なおさつき森委員から御質問がございましたところですが、多少意見も入りますが、員外預金も認められるという点は同じですが、例えば大蔵省免許、それから地方行政局の認可という違いもありますが、これは大蔵省の御意見等承わりましても、金庫にして全国連合会ができるならそこに政府資金なり或いは日銀の別枠等も考慮するということになりますと、この認可、免許の基礎もありますが、そういう政府資金その他公共的な資金との繋りもあつて、金庫が相当強くなることは明らかであります。そうしますと実際問題として、残された信用協同組合といふものは非常に弱くなる。これは員外預金を持つておりますが、そのほかの条件が非常に違つて参りますから、明らかに優劣がはつきりして参る。そこでその残された信用協同組合の存立について、御意見によるが、員外預金を認めるによつてつぶれないとお話しでございますが、そういう点について信用金庫と非常に違つて参る協同組合の今後の存立のための方策と申しますか、或いは私は、信用金庫が自分で会員を殖やして行く、或いは大きくなつて行くといふかに方法がだん／＼なくなつて来るのじやないか、そうすると信用協同組合なりこういう協同組織による中小金融機関の全般的な発展のために相当障害が起るのじやないか、その方策について、こ

れは或いは衆議院で公けに論議されましたが、そういう点についてどういう工合に考えておられますのか、承わりたいと思います。

○衆議院議員(宮腰喜助君) 信用金庫と信用協同組合と両立する場合には、

信用金庫は大蔵省の直接監督だ、信用上との相違からいつても金融状態が信用金庫に集中されて、信用協同組合はだん／＼弱体化して、最後はつぶれてしまふのじやないか、こういう御心配もあるようであります。私は員外預金を信用金庫と同様に認めることにおいてそう開きはないのじやないかといふ考

えであります。

○油井賢太郎君 宮腰さんは先ほどから何か御用があつてお急ぎのようですが、この前私が要求した田中議員は出席されるのですか、されないので

が、信用組合のほうは、その信用組合で集めた金はその地方に還元するといふ意味合いから、これは大銀行や、そ

ういう銀行に貯金するよりは信用組合に貯金するほうが、土地の零細なる金

融を見る面に非常に効果的だという考え方を持つております。

○理事(大矢半次郎君) 交渉いたしましたが、今日お差支えがあるようであ

ります。

○木村賛八郎君 先ほど伺つておりま

すと、金融金庫について預金の保護と

いうことに非常に重点があがれており

ます。企業者に対する金融という面

からどういう工合に考えておられますか。預金の健全性、健全性と言いますけれども、一番健全なのは大銀行に預

ければいいのですし、郵便貯金もあ

る。それにこういう機関ができたのは、預金を集めることも無論あります。その

ところが重点です。その場合に

こういう協同組合主義的なものほ

うが零細金融にいい。それがだん／＼金

融機関的になると、非常に考慮される

れは或いは衆議院で公けに論議されま

したから、意見になるかもわかりませ

んが、そういう点についてどういう工

合に考えておられますのか、承わりた

いと思います。

○衆議院議員(宮腰喜助君) 信用金庫

と信用協同組合と両立する場合には、

信用金庫は大蔵省の直接監督だ、信用

上の相違からいつでも金融状態が信用

金庫に集中されて、信用協同組合はだ

ん／＼弱体化して、最後はつぶれてしまふのじやないか、こういう御心配も

あるようであります。私は員外預金

を信用金庫と同様に認めることにおいて

そう開きはないのじやないかといふ考

えであります。

○油井賢太郎君 そこで衆議院側のほ

うのこの提案を拝見しますと、

この点に

相互銀行のようなものが非常に有利

だ、金融面に有利だ、例えば一般銀行

であれば、地方から集めた金が都市に

集中されて、都市の大産業に使われ

る。例えば郵便局の貯金のようなもの

は殆んど地方には還元しないで預金部

金に入りまして、国債の繋ぎに使わ

れたり何とかそういう面に使われます

が、信用組合のほうは、その信用組合

で集めた金はその地方に還元するとい

ふうな意味合いから、これは大銀行や、そ

ういう銀行に貯金するよりは信用組合

に貯金するほうが、土地の零細なる金

融を見る面に非常に効果的だという考

えを持つております。

○油井賢太郎君 企業厅長官に一点お尋ねしたいのですが、先ほど来の長官のお話を承りますといふと、中小企業関係にはこの信用金庫というものはお話を承りますといふと、中小企業の加入の自由といふ意味合いでありますといふと、それから十一條の加入の自由といふ意味合いでありますといふと、これは私が今までと別に食い違ひがないと思うのですが、専門家の飯田謙長の御意見をこの際聞いておきたいと思います。

○政府委員(小笠公詔君) 先ほども申

上げましたように新らしい制度によつて従来の機能のほかに強くプラスするものがあるかといえば、そういうふうに考えられないということを申上げた

わけです。その点は法案を見まして、

従来の協同組合主義の観念に相当程度

金融機関的な観念が入つておる。先ほ

ど来お話がありましたが、加入の自由

の問題について組合法の規定と本法の

規定は全然違うのであります

が、今まで、いわゆる信用金庫

のところに非常に重點があがれており

ます。企業者に対する金融という面

余り影響がないようちよつと伺える

のですが、今まで、いわゆる信用金庫

となる前の信用協同組合といふ存在に

のでは、今まで、いわゆる信用金庫

のところに非常に重點があがれており

ます。そのうふうな点等から考へて見

ます。それでも、そこにいわゆる従来の民主

的問題について組合法の規定と本法の

規定は全然違うのであります

が、今まで、いわゆる信用金庫

のところに非常に重點があがれており

ます。そのうふうな点等から考へて見

ます。それでも、そこにいわゆる従来の民主

頃であります。二月のなかば円の保険総額、それから五月の十四日までに約二億五千万円という我々の手許まで報告が来ておりますが、そういう数字になつております。従いまして月十二億といふ予定から比べますと、遅々としておるのであります。順次これの利用が先ほど申上げましたように小口の金融に利用されて來た。いわゆる百万、五十万といふうな小さな小口の金融、特に地方銀行、それから信用協同組合、無尽会社といふようなところの利用が広くなつて參りましたので、長期金融を助ける一つの潤滑油的な使命といふものが順次果しつつあるのではないか、こういうふうに実は思つておるのであります。ただ問題点は、今後の検討に待たなければならぬと思ひますのは、保険額が七五%といふところに問題の一点があるようであります。それから差当りの問題点いたしましては、保険料年三分以内であり、約三分にきめておるのであります。が、これの負担が銀行が約半分、それから借受人が約半分の負担という制度になつておるのであります。これをできるだけ借受人の負担にするということが、理論は別といいたしまして、貸付を円滑にする一つの途であると思うのであります。できればこちらに対しましても、全額借受人の負担転嫁といふのではないか、こういうふうに考へるのであります。いざれにいたしましても、利子補給的な觀念を入れても一つの方法ではないか、こう考へるのであります。できればここらに對しまして利子補給的な觀念を入れても一つの方法ではないか、こういうふうに考へるのであります。どうぞよろしくお願いいたします。

の経過を見た上で改正をいたしたいと
いうふうに考えます。
○吉田法晴君　一、二伺いたいのです
が、御意見によると、中小企業の零細
金融については人的な繋がり、相互援
助、相互協力というような点から信用
協同組合のほうがいいという御意見は
大体了解をしたのであります。なお
もう一つのお言葉の中になりました資
金援助の点について、只今も多少承わ
つたのであります。今後の中小企業
局としての方向について今考えておら
れますことについて伺いたいと思いま
す。

ます。なお今後の状況によりましては、これは必ずしも問題がありますが、昨年三月に行いましたような政府公金の一時の預託というような問題として考えれば考えられんことはないと思いますが、非常に困難な問題だと考えております。従いまして先ほど申上げましたような点をできるだけ抜けて行くくといふことが差当たりの手ではないかとうふうに考えております。

○吉田法晴君 そうしますと現実にこれはまあ信用金庫といふものがでできるわけなんですが、先ほどのお考えによると、この信用金庫と信用協同組合と二つ並んで参つて、どちらにとにかく只今の資金のルートをつけて行くか、実際問題として私どもはそういう場合に信用金庫のみ傾るのではないかといふ感じがするのでござりますが、そうしますと長官の、信用協同組合のほうが人的繋がり云々によつて優れておるというお言葉でござりますが、それには流れで行かんのではないかといふ感じがするのですが、これに流して行く方法についてはどういうふうにお考えになつておりますか。

○政府委員(小笠公詔君) その点につきましては御同様心配な点であります。冒頭に油井委員から御質問があつた欠陥がありとすれば、助成する策如何というお話をありますと、そのときには信用協同組合と信用金庫が相並び存した場合において両者が同じような気持で動けるよういろいろな政府の施策を平等にやる必要があるということを申上げましたのは、資金の流し方の場合は實は頭において政府の施策として考えて行かなければならんというふうに実は考えておつたわけでありま

○井井賢太郎君　只今の点は長官の立場から誠に御尤もだと思つて同感の意を表しますが、いい機会ですか、中小企業に対する見返資金が相当国家的に見ておるのでですが、昨年の実績は非常に少いのですね。こういうふうな大きさな、たしか十二億くらい二十五年度は余つてあるというふうに聞いたんでですが、そんなに大きな金が中小企業へ廻らうずにそのまま温存されておるというのは非常に残念なんですね。それにについて長官として将来どういうふうな対策をおとりになるか。これは相当大きな問題だと思うのですが、十分に廻るような施策と、余りぎりかしい手続といふやうなものでなく、どうせ中小企業者なんていふのは手続のむずかしいことはもう諦めてしまうという状況になりますが、その解決策を一つ講じて頂きたいと思います。何か対策をこの際御発表願いたいと思います。

つ進めて行くことになります。中心は今申上げましたような二点を中心にして進めて来たということに実はつたのですあります。これは問題の中心点は、一つの問題として、取扱銀行の協調分といいますか、「五割・五割」の場合には五割、七三の場合には三割の資金の問題というふたつの問題もございまして、いろいろ問題がありますが、できるだけ手続を簡易化するということにおいておいて問題を解決して行きたいというふうな方向で、窓口を拡げるということにおいて問題を解決して行きたいという意味で実施に移すことに相成っております。

建前になつた場合には、その監督権はどこに置くかという、かような御質問でござりますか。員外預金を扱うことが即ち金融機関としての公共性という問題になつて参りますので、その意味合いから大蔵大臣が監督するという從来の建前通りにすることが適当であるというふうに考えられます。

○吉田法晴君 これは別な問題ですが、先般來の質問をいたしたところによる答弁によれば、大部分の信用協同組合が金庫になり得るだらう。残るのは職域の分と或いは同業者の分、こういうことになるのですが、これは飯田課長の考え方からする今後の問題ですが、残された或いは職域の問題については、或いは労働銀行法といいますか、そういうものについてどう考えるといふ問題が残つて参ると思うのですが、そういうものについてどういう工合に考えておられますか。一つ承わりたいと思います。

○説明員(飯田良一君) 信用協同組合の今後の見通し……。

○吉田法晴君 見通しでなくて、この間お尋ねしたところによると、大部分の信用協同組合が金庫になり得るだらう、その点については異見があるので、が、私どもは違つた考え方を持ちますけれども、あなたの御説明によると、残るものは職域のもの、或いは同業者のものだと、こういう工合に一応御説明になつたわけですが、そうするとその残つたものについてどういう方策を講ぜられるつもりであるかという点を伺いたいのです。

り、意味が違った意味にとられる虞れもあるのでございますが、現在あります信用協同組合の中の職域の組合、或いは同業者の組合というものが、丁度その信用協同組合の建前に丁度致する組合かと存するのでございますが、現在におきましても、かような組合におきましては員外預金というものは定款上大体制限しておるのが一般でございまして、即ち組合員を中心とした金融といふ、いわゆる協同組合の本旨に徹した運営を現在もすでに行われつあるのですございます。かような意味合いにおいては、その監督が仮に府県知事といふようなことになりまして、いわば俗に申しまして、看板が少し小さくなつたというふうな意味合いのものがありましても、元来が組合員の結合、一種の組織、或いは同業者の組織といふものに根柢をおくるのでございまして、その意味においてみずから組合に対する信用というものは、免許の如何、或いは、監督の如何といふもの以外の非常に強固なものを持つておる保存するのでござります。又業務の範囲も、今申上げましたように、従来と同様ということになつて参りますれば、その発展は現段階における状況と全く相違のないことになるわけでありますので、逐次基礎の強固になるに従つて相当の発達を遂げ得るものというふうな見通しを持つております。

もありませんが、或いは全国的な労働銀行行設立の話も実はあるわけあります。お話をのように残つたものの中に職域的なものとして労働銀行というものが今後作られて行かれる要請があつたとしまするならば、そういうものについて労働銀行法を考えるといふか、或いはお話のようになれば府県単位に自主的に、自分で勝手に育てて行こうといふふうに、委せるのみでなしに、或いは将来労働銀行法をこしらえて、それをまとめて行く、或いは法的な基礎を與えて行く、或いはそういうことになりますと、県なら県に任せておくのじやなくて、大蔵省においても多少関与するといった面も出て参るかも知れませんが、こういう問題についてどういうように考えておられるか。

別紙	税關の支署及び出張所並びに 税關支署	大矢半次郎君	○理事(大矢半次郎君) 取計らいま よう。本日はこれを以て散会いたしま す。
		午後四時十九分散会	出席者は左の通り。
		理事	
		委員	大矢半次郎君 清澤俊英君 杉山昌作君 木内四郎君
		委員外議員	愛知揆一君 黒田英雄君 九鬼紋十郎君 吉田法晴君 佐多忠隆君 小林政夫君 油井賢太郎君 森八三一君 木村禧八郎君
		衆議院議員	山本來治君 宮腰喜助君
	政府委員	大蔵省銀行局長 証券取引委員 会事務局長 中小企業庁長官 事務局側	西川甚五郎君 河野通一君 吉田晴二君 小笠公韶君
門司	細島税關支署		
所轄税關			
税關支署			

出席者は左の通り。	午後四時十九分散会	○理事(大矢半次郎君) 取計らいまし よう。本日はこれを以て散会いたしま す。
理事	大矢半次郎君	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
委員	清澤 俊英君 杉山 昌作君 木内 四郎君	大蔵省銀行局 常任委員 小田 正義君
委員	愛知 摥一君 黒田 英雄君 吉田 法晴君 佐多 忠隆君	大蔵省銀行 局保險課長 長崎 正造君
委員外議員	小林 政夫君 油井賢太郎君 森 八三一君 木村喜八郎君	説明員 大蔵省銀行局 飯田 良一君
衆議院議員	山本 來治君 宮腰 喜助君	大蔵省銀行 局保險課長 長崎 正造君
政府委員	西川甚五郎君	会専門員 木村常次郎君
大蔵政務次官	河野 通一君	常任委員 小田 正義君
大蔵省銀行局長	吉田 曙二君	会専門員 木村常次郎君
証券取引委員会事務局長	小笠 公韶君	常任委員 小田 正義君
中小企業庁長官		常任委員 小田 正義君
事務局側		常任委員 小田 正義君

二 税關の出張所及び支署の出張所

所轄税關	出張所名	位	置
横浜	横浜税關鶴見出張所	横浜市	
門司	佐世保税關支署大村出張所	大村市	
函館	小樽税關支署札幌出張所	札幌市	

三 税關支署監視署

所轄税關	監視署名	位	置
名古屋	清水税關支署御前崎監視署	静岡県榛原郡御前崎村	
	佐世保税關支署小値賀監視署	長崎県北松浦郡小値賀町	
	三池税關支署大川監視署	福岡県三潴郡大川町	
	鹿児島税關支署串木野監視署	串木野市	
	鹿児島税關支署宮之浦監視署	鹿児島島嶼熊毛郡上屋久村	

備考
一 税關支署の出張所

所轄税關	出張所名	位	置
門司	佐世保税關支署針尾出張所	長崎県東彼杵郡江上村	
	鹿児島税關支署細島出張所	日向市	
	鹿児島税關支署那珂湊監視署	宮城県牡鹿郡女川村	
	塩釜税關支署安房監視署	鹿児島県熊毛郡下屋久村	
	横浜	横浜税關支署安房監視署	
門司	鹿児島税關支署那珂湊監視署	茨城県那珂郡那珂湊町	
	根室税關支署羅臼監視署	北海道目梨郡羅臼村	
	函館	釧路税關支署網走監視署	
		網走市	

五月十九日本委員会に左の事件を付託された
一、水稻單作地帯に対する所得税課の一、漁業権補償金に対する課税免除の請願（第一八三七号）
請願（第一八四一号）一、漁業権補償金に対する課税免除の請願
請願者 仙台市小田原宮町東裏
丁七宮城県漁業協同組合連合会長 丹野
紹介議員 木下辰雄君
実外一名一、漁業権補償金に対する課税免除の請願
請願者 東京都台東区浅草前一
ノ二日本鮑協会長 堀川栄一
受取人 かばん類の物品税免稅点引上げに関する陳情
かばん類の物品税免稅点引上げに関する陳情
かばん類の物品税は、証紙法の適用を受けることになつたが、現在の免稅点三千円は、証紙法の適用されない他品種に比し低額にすぎ不合理であり、さる補償金であるから、理論的には証券一、織物消費税廃止に伴う業者手持品に対する損失補償の陳情（第四〇〇号）
一、かばん類の物品税免除点引上げに関する陳情（第四〇一号）
一、退職金に対する所得税免除の陳情（第四一一号）一、織物消費税廃止に伴う業者手持品に対する損失補償の陳情
一、かばん類の物品税免稅点引上げに係る立法的、行政的措置を講ぜられたいとの請願。一、織物消費税廃止に伴う業者手持品に対する損失補償の陳情
一、かばん類の物品税免稅点引上げに係る立法的、行政的措置を講ぜられたいとの請願。十一日受理 第一八三七号 昭和二十六年五月十
水稲单作地帯に対する所得税課税の適正化の請願第400号 昭和二十六年五月八日
正化の請願
請願者 棚木県塩谷郡北高根沢
紹介議員 岡本愛祐君
村長 古口五郎平第400号 昭和二十六年五月八日
正化の請願
請願者 棚木県塩谷郡北高根沢
紹介議員 岡本愛祐君
村長 古口五郎平十二年受取人 第四〇〇号 昭和二十六年五月八日
棚木県北高根沢村は、田地約二千三百町歩、畠地約五百五十町歩の混合地帯であるが、毎年の事前割当は、昭和二十二年度以降は米七万五千俵を超え、昭和二十六年度六万千七百俵に比し百分之二十ペーセント以上の増加率を示している。これは水稻单作地帯の農村にとってはなはだ重課税であるばかりでなく、本県内においても畠地に対する所得税の賦課率は、山地地帯に比較して非常に過大であるから、昭和二十六年度以降は実施精査の上公正な実績割当をせられたいとの請願。第400号 昭和二十六年五月八日
正化の請願
請願者 棚木県北高根沢村
紹介議員 岡本愛祐君
村長 古口五郎平
正化の請願
請願者 棚木県北高根沢村
紹介議員 岡本愛祐君
村長 古口五郎平第400号 昭和二十六年五月八日
正化の請願
請願者 棚木県北高根沢村
紹介議員 岡本愛祐君
村長 古口五郎平
正化の請願
請願者 棚木県北高根沢村
紹介議員 岡本愛祐君
村長 古口五郎平

後非常に贋貴し、今後低下を望み得ない現状であるから、かばん類の免稅点体である漁業協同組合の経済的立て直しの障害となり、漁業権制度改革の趣旨を西餅に帰せしめるおそれがあるから、漁業権証券はこれを全面的非課税とする立法的、行政的措置を講ぜられたいとの請願。

第400号 昭和二十六年五月八日
正化の請願
請願者 棚木県北高根沢村
紹介議員 岡本愛祐君
村長 古口五郎平
正化の請願
請願者 棚木県北高根沢村
紹介議員 岡本愛祐君
村長 古口五郎平第400号 昭和二十六年五月八日
正化の請願
請願者 棚木県北高根沢村
紹介議員 岡本愛祐君
村長 古口五郎平
正化の請願
請願者 棚木県北高根沢村
紹介議員 岡本愛祐君
村長 古口五郎平